国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則

平成１６年４月１日制定
平成１６年細則第１３号

（趣旨）

第１条　この細則は，国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第２６条第２項の規定により，初任給調整手当の支給に関し必要な事項を定める。

（職員の範囲）

第２条　給与規程第２６条第１項の「別に定める職員」は，次に掲げる部局等の職員であり，その採用等が，学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から３７年，医師法（昭和２３年法律第２０１号）に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を経た者にあっては３９年，医師法の一部を改正する法律（昭和４３年法律第４７号）による改正前の医師法に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を経た者にあっては３８年を経過するまでの期間内に行われたものとする。

（１）　医学部
（２）　医学部附属病院
（３）　各附属施設（挾間キャンパスに所在し，学長が必要と認めるものに限る。）
（４）　保健管理センター
（５）　その他，前号までに掲げる部局等以外のうち，学長が特に認めた場合

２　前項の規定にかかわらず，初任給調整手当を支給されていた期間が通算して３５年に達している職員には，初任給調整手当は支給しない。

（支給期間及び支給額）

第３条　初任給調整手当の支給期間は３５年とし，その月額は，採用等の日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。この場合において，大学卒業の日から採用の日までの期間が４年（臨床研修修了者は６年，実地修練修了者は５年）を超えることとなる職員（大学院の博士課程の所定の単位を取得し，かつ，同課程の所定の期間を経過した日から３年以内に採用等された職員を除く。）については採用等の日からその超えることとなる期間（１年に満たない期間があるときは，その期間を１年として算定した期間）に相当する期間，この手当が支給されていたものとして調整された額を支給する。

２　離職により手当を支給されなくなった後に再び採用により再び初任給調整手当を支給される職員となった場合，前項の規定による支給期間に，既に支給されていた期間に相当する期間を加えた期間を算出し，その期間が３５年を超えることとなる場合は，その超えることとなる期間に相当する期間この手当が支給されていたものとした場合における期間及び支給額とする。ただし，３５年を超えない場合は，前項による支給期間及び支給額となる。

３　初任給調整手当を支給されている職員が休職（労災による休職を除く。）にされ，派遣職員として派遣され，又は交流派遣をされた期間は，支給期間に含まれないが，専従休職，育児休業又は介護休業の承認を受けた期間は，支給期間に含まれる。

（その他）

第４条　初任給調整手当は，職員の給与が給与規程第３６条の規定その他法令の規定により減額される場合においても減額されないものとする。

（雑則）

第５条　この細則の実施に関し必要な事項は，学長が定める。

附　則

この細則は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年細則第９号）

この細則は，平成１７年１２月１日から施行する。

附　則（平成２６年細則第１３号）

１　この細則は，平成２７年１月１日から施行し，この細則による改正後の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は，平成２６年４月１日から適用する。

（差額の支給）

２　平成２７年１月１日に在職する職員で，新細則の適用により，改正前の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附　則（平成２８年細則第４号）

１　この細則は，平成２８年３月１日から施行し，この細則による改正後の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は，平成２７年４月１日から適用する。

（差額の支給）

２　平成２８年３月１日に在職する職員で，新細則の適用により，改正前の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附　則（平成２８年細則第３２号）

（施行期日）

１　この細則は，平成２９年１月１日から施行し，この細則による改正後の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は，平成２８年４月１日から適用する。

（差額の支給）

２　平成２９年１月１日に在職する職員で，新細則の適用により，改正前の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附　則（平成２８年細則第４２号）

この細則は，平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平成２９年細則第２３号）

１　この細則は，平成３０年１月１日から施行し，この細則による改正後の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は，平成２９年４月１日から適用する。

（差額の支給）

２　平成３０年１月１日に在職する職員で，新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附　則（平成３０年細則第３１号）

（施行期日）

１　この細則は，平成３１年１月１日から施行し，この細則による改正後の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は，平成３０年４月１日から適用する。

（差額の支給）

２　平成３１年１月１日に在職する職員で，新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附　則（令和５年細則第２５号）

（施行期日）

１　この細則は，令和６年１月１日から施行し，この細則による改正後の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は，令和５年４月１日から適用する。

（差額の支給）

２　令和６年１月１日に在職する職員で，新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附　則（令和７年細則第６号）

この細則は，令和７年３月１日から施行する。

別表（第３条関係）

期間の区分	月額		期間の区分	月額
１年未満	51,600 円		１８年以上　１９年未満	30,200 円
１年以上　２年未満	51,600 円		１９年以上　２０年未満	28,800 円
２年以上　３年未満	51,600 円		２０年以上　２１年未満	27,400 円
３年以上　４年未満	51,600 円		２１年以上　２２年未満	26,800 円
４年以上　５年未満	51,600 円		２２年以上　２３年未満	26,200 円
５年以上　６年未満	51,600 円		２３年以上　２４年未満	25,200 円
６年以上　７年未満	49,800 円		２４年以上　２５年未満	24,600 円
７年以上　８年未満	48,000 円		２５年以上　２６年未満	24,000 円
８年以上　９年未満	46,200 円		２６年以上　２７年未満	23,400 円
９年以上　１０年未満	44,400 円		２７年以上　２８年未満	22,800 円
１０年以上　１１年未満	42,600 円		２８年以上　２９年未満	22,000 円
１１年以上　１２年未満	40,800 円		２９年以上　３０年未満	21,700 円
１２年以上　１３年未満	39,000 円		３０年以上　３１年未満	21,300 円
１３年以上　１４年未満	37,200 円		３１年以上　３２年未満	20,700 円
１４年以上　１５年未満	35,800 円		３２年以上　３３年未満	19,800 円
１５年以上　１６年未満	34,400 円		３３年以上　３４年未満	18,900 円
１６年以上　１７年未満	33,000 円		３４年以上　３５年未満	18,200 円
１７年以上　１８年未満	31,600 円			

備考：この表において期間の区分欄に掲げる年数は，採用等の日以後の期間を示す。